

日本のガイドライン・事例等における各論点に関連する記載

1. ガイドライン

正の影響（競争促進効果・効率性）と負の影響（競争制限効果）との関係や研究開発競争に関連する記載を中心に抜粋した。

(1) 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針

第4 水平型企业結合による競争の実質的制限

2 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素

次の判断要素を総合的に勘案して、水平型企业結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する。

- (1) 当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況等（略）
- (2) 輸入（略）
- (3) 参入（略）
- (4) 隣接市場からの競争圧力（略）
- (5) 需要者からの競争圧力（略）
- (6) 総合的な事業能力（略）
- (7) 効率性

企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化等により当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。

この場合における効率性については、①企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、②効率性の向上が実現可能であること、③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。

なお、独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。

① 企業結合固有の効率性向上であること

当該効率性の向上は、企業結合に固有の成果でなくてはならない。そのため、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、次世代技術・環境対応能力など研究開発の効率性等予定される効率性に関する各要因について、それが、より競争制限的とはならない他の方法によっては生じ得ないものである必要がある。

② 効率性の向上が実現可能であること

当該効率性の向上は、実現可能なものでなくてはならない。この点については、例えば、当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書、予定される効率性に関する株主及び金融市場に対する説明用の資料、効率性の向上等に関する外部専門家による資料等を検討することとなる。

③ 効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであること

当該効率性の向上により、製品・サービスの価格の低下、品質の向上、新商品の提供、次世代技術・環境対応能力など研究開発の効率化等を通じて、その成果が需要者に還元されなくてはならない。この点については、前記②に示した資料のほか、例えば、価格低下等の効果をもたらし得る能力向上に関する情報、需要・供給両面の競争圧力の下で価格低下、品質向上、新商品提供等を行ってきた実績等を検討することとなる。

(8) 当事会社グループの経営状況（略）

(9) 一定の取引分野の規模（略）

3 協調的行動による競争の実質的制限についての判断要素

次の判断要素を総合的に勘案して、水平型企業結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する。

(1) 当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況等（略）

(2) 取引の実態等（略）

(3) 輸入、参入及び隣接市場からの競争圧力等（略）

(4) 効率性及び当事会社グループの経営状況

前記 2 (7) 及び (8) に準じて判断する。

第5 垂直型企業結合による競争の実質的制限

1 基本的考え方等

(2) 競争を実質的に制限することとならない場合

垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに後記 2 及び 3 の各判断要素を総合的に勘案して判断するが、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記①又は②に該当する場合には、垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなることは通常考えられない(注 10)。(以下略)

2 単独行動による競争の実質的制限

垂直型企業結合後、当事会社が当事会社グループ間でのみ取引を行い、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われることなどにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。その結果、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るような場合、垂直型企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。

垂直型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、次の(1)及び(2)に基づき市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる程度を検討し、その上で(3)の判断要素も勘案して判断する。(以下略)

(3) 競争圧力等の考慮

垂直型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記(1)及び(2)における川下市場及び川上市場の

閉鎖性・排他性の程度のほか、前記第4の2(1)～(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。

3 協調的行動による競争の実質的制限

垂直型企业結合後、当事会社グループが競争者の秘密情報を入手することなどにより、協調的行動をとりやすくなる場合がある。その結果、当事会社グループとその競争者の協調的行動により、当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るような場合、垂直型企业結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。

垂直型企业結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、次の(1)のように垂直型企业結合後に当事会社グループと競争者が協調的な行動をとりやすくなる程度を検討し、その上で(2)の判断要素も勘案して判断する。

(2) 競争圧力等の考慮

垂直型企业結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記(1)における協調的行動がとりやすくなる程度のほか、前記第4の3(1)～(3)並びに2(7)及び(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。

第6 混合型企業結合による競争の実質的制限

1 基本的考え方等

(1) 基本的考え方（略）

(2) 競争を実質的に制限することとならない場合

前記第5の1(2)の垂直型企业結合と同様に判断する。

2 単独行動による競争の実質的制限

混合型企業結合後、当事会社それぞれの商品を技術的に組み合わせる(注15)などして市場に供給すること、又は当事会社それぞれの商品を契約上組み合わせて市場に供給したり、当事会社の商品をそれぞれ単独で供給する場合の価格の合計額よりも一括して供給する場合の価格を低い水準に設定して供給すること(以下「組合せ供給」という。)などにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。また、混合型企業結合の一方当事会社が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社の商品市場や地域市場に一方当事会社が単独で又は他の会社と企業結合を行った上で当該市場に参入することが可能であり、実際に参入した場合に他方当事会社の有力な競争者となることを見込まれる場合には、企業結合により一方当事会社の新規参入の可能性を消滅させることとなる結果、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得る場合がある。

混合型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、次の(1)に基づき市場の閉鎖性・排他性の問題が生じ

る程度を検討し、また、(2)に基づき有力な潜在的競争者との企業結合による競争に与える影響の程度を検討し、その上で(3)の判断要素も勘案して判断する。(以下略)

(3) 競争圧力等の考慮

混合型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記(1)における市場の閉鎖性・排他性の程度、前記(2)における潜在的競争の消滅による競争に与える影響の程度のほか、前記第4の2(1)～(8)の判断要素について、当該部分に準じて判断する。

3 協調的行動による競争の実質的制限

混合型企業結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記2(1)イのように当事会社グループが競争者の秘密情報を入手する場合や、混合型市場閉鎖によって競争単位の数が増加する場合に、混合型企業結合後に当事会社グループと競争者が協調的な行動をとりやすくなるか否かを検討し、その上で前記第4の3(1)～(3)並びに2(7)及び(8)の判断要素について、当該部分に準じて判断する。

(2) 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針

第3 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

2 競争の実質的制限

(2) 判断要素

競争の実質的制限の存否は、一律に特定の基準によって判断されるのではなく、個別具体的な事件ごとに、次の事項を総合的に考慮して判断される（注20）。

ア 行為者の地位及び競争者の状況（略）

イ 潜在的競争圧力（略）

ウ 需要者の対抗的な交渉力（略）

エ 効率性

行為者の排除行為に付随して、規模の経済、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の削減、研究開発体制の効率化等により、生産性の向上、技術革新、事業活動の効率性の向上がもたらされ、行為者が競争的な行動をとることが見込まれる場合には、競争の実質的制限の判断に際してこのような事情が考慮されることがある。

この場合において、効率性の向上が考慮されるのは、(1)行為に固有の効果として効率性が向上し、それがより競争制限的でない他の方法によっては生じ得ないものであることが認められ、かつ、(2)当該効率性の向上により、商品の価格の低下、品質の向上、新商品の提供等の成果が需要者に還元され、需要者の厚生が増大するものであることが認められるときである。

例えば、抱き合わせについて、従たる商品に規模の経済が認められる場合であって、主たる商品と抱き合わせて販売する以外の方法では従たる商品の需要を高めることができない場合が考えられる。このような場合において、実際に

従たる商品の供給量が増大し、それに伴って需要者に安い価格で提供され、市場における競争が促進されることにより需要者厚生が増大していると認められるときは、このような事情を考慮した上で、競争を実質的に制限するか否かが判断される。

ただし、排除行為が独占又は独占に近い状態をもたらす場合には、通常、競争を実質的に制限すると判断される。

(3) 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

第1部 取引先事業者の事業活動に対する制限

3 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準

(1) 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方

垂直的制限行為は、上記2のとおり、競争に様々な影響を及ぼすものであるが、公正な競争を阻害するおそれがある場合に、不公正な取引方法として禁止されることとなる。垂直的制限行為に公正な競争を阻害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、具体的行為や取引の対象・地域・態様等に応じて、当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討した上で、次の事項を総合的に考慮して判断することとなる。

なお、この判断に当たっては、垂直的制限行為によって生じ得るブランド間競争やブランド内競争の減少・消滅といった競争を阻害する効果に加え、競争を促進する効果（下記（3）参照）も考慮する。また、競争を阻害する効果及び競争を促進する効果を考慮する際は、各取引段階における潜在的競争者への影響も踏まえる必要がある。

- ① ブランド間競争の状況（市場集中度、商品特性、製品差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）
- ② ブランド内競争の状況（価格のバラツキの状況、当該商品を取り扱っている流通業者等の業態等）
- ③ 垂直的制限行為を行う事業者の市場における地位（市場シェア、順位、ブランド力等）
- ④ 垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及ぼす影響（制限の程度・態様等）
- ⑤ 垂直的制限行為の対象となる取引先事業者の数及び市場における地位

第1 再販売価格維持行為

2 再販売価格の拘束

- (1) 事業者が流通業者の販売価格（再販売価格）を拘束することは、原則として不公正な取引方法に該当し、違法となる（独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束））（注5）。すなわち、再販売価格の拘束は、流通業者間の価格競争

を減少・消滅させることになることから、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。このため、独占禁止法においては、事業者が、流通業者に対して、「正当な理由」がないのに再販売価格の拘束を行うことは、不公正な取引方法として違法となると規定されている。換言すれば、再販売価格の拘束が行われる場合であっても、「正当な理由」がある場合には例外的に違法とはならない。（以下略）

(2) 「正当な理由」は、事業者による自社商品の再販売価格の拘束によって実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それによって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、当該競争促進効果が、再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じ得ないものである場合において、必要な範囲及び必要な期間に限り、認められる。

例えば、事業者が再販売価格の拘束を行った場合に、当該再販売価格の拘束によって前記第1部の3(3)アに示されるような、いわゆる「フリーライダー問題」の解消等を通じ、実際に競争促進効果が生じてブランド間競争が促進され、それによって当該商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、当該競争促進効果が、当該再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法によっては生じ得ないものである場合には、「正当な理由」があると認められる。

(3)～(7) (略)

(4) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針

第2 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

2 市場についての考え方

- (1) 技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、原則として、当該制限行為の影響の及ぶ取引を想定し、当該制限行為により当該取引の行われる市場における競争が減殺（競争減殺には、競争の実質的制限の観点から検討する場合と、不公正な取引方法のうち第4-1-(2)に記載の観点から検討する場合があります、本項ではこれらの両方を指す。）されるか否かを検討する。
なお、不公正な取引方法の観点から検討する際には、競争減殺とは別に、競争手段として不当か、又は自由競争基盤の侵害となるかについて検討を要する場合がある（後記第4-1-(3)参照）。
- (2) 技術を利用させないようにする行為又は技術を利用できる範囲を限定してライセンスをする行為は、当該技術の市場又は当該技術を用いた製品（役務を含む。以下同じ。）の市場における競争に影響を及ぼす。また、技術のライセンスに伴ってライセンスの事業活動に制限を課す行為は、当該技術又は当該技術を用いた製品の取引以外に、当該技術又は当該技術を用いた製品を用いて供給される技術又は製品の取引、当該技術を用いた製品の製造に必要な他の技術や部品、原材料の取引など様々な取引に影響を及ぼす。

したがって、技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、制限行為の影響が及ぶ取引に応じ、取引される技術の市場、当該技術を用いて供給される製品の市場、その他の技術又は製品の市場を画定し、競争への影響を検討することになる。

- (3) 技術の市場（以下「技術市場」という。）及び当該技術を用いた製品の市場（以下「製品市場」という。）の画定方法は、製品又は役務一般と異なることなく、技術又は当該技術を用いた製品のそれぞれについて、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から市場が画定される。その際、一般に技術取引は輸送面での制約が小さく、また、現在の用途から他の分野へ転用される可能性があることを考慮し、技術市場の画定に際しては、現に当該技術が取引されていない分野が市場に含まれる場合がある。また、ある技術が特定の分野で多数の事業者により利用されており、これら利用者にとって迂回技術の開発や代替技術への切換えが著しく困難な場合、当該技術のみの市場が画定される場合がある。

なお、技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる。

（５）共同研究開発に関する独占禁止法上の指針

はじめに

１ 基本的視点

最近の技術革新の一つの特徴として、技術が極めて高度で複雑なものとなり、多くの分野にまたがるものとなっているため、その研究開発に必要な費用や時間が膨大になり、それに必要な技術も多様なものとなることがある。そのため、単独の事業者による研究開発や他の事業者からの技術導入に加えて、複数の事業者による共同研究開発が増加している。

共同研究開発は、(1)研究開発のコスト軽減、リスク分散又は期間短縮、(2)異分野の事業者間での技術等の相互補完等、により研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、多くの場合競争促進的な効果をもたらすものと考えられる。

他方、共同研究開発は複数の事業者による行為であることから、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ると考えられる。また、研究開発を共同して行うことには問題がない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる。

この「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」は、以上のような認識の下に、共同研究開発に関し、研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めについて公正取引委員会の一般的な考え方を明らかにすることによって、共同研究開発が競争を阻害することなく、競争を一層促進するものとして実施されることを期待して公表するものである。

公正取引委員会としては、共同研究開発を一般的に問題視するものではなく、それによって競争制限的效果が生じるおそれがある場合に限り、独占禁止法上の検討を行うものであるが、その際に共同研究開発の競争促進的效果を考慮することはもちろんである。

第1 研究開発の共同化に対する独占禁止法の適用について

2 判断に当たっての考慮事項

(1) 研究開発の共同化の問題については、個々の事案について、競争促進的效果を考慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かによって判断されるが、その際には、以下の各事項が総合的に勘案されることとなる。

- ① 参加者の数、市場シェア等（略）
- ② 研究の性格（略）
- ③ 共同化の必要性

研究にかかるリスク又はコストが膨大であり単独で負担することが困難な場合、自己の技術的蓄積、技術開発能力等からみて他の事業者と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合等には、研究開発の共同化は研究開発の目的を達成するために必要なものと認められ、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

なお、環境対策、安全対策等いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、その故をもって直ちに独占禁止法上問題がないとされるものではないが、研究にかかるリスク、コスト等にかんがみて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

- ④ 対象範囲、期間等（略）

(2) なお、上記の問題が生じない場合であっても、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、規格の統一又は標準化につながる等の当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合に、例外的に研究開発の共同化が独占禁止法上問題となることがある（私的独占等）。

- 例えば、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、研究開発の内容等からみて成果が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い共同研究開発については、当該研究開発を単独で実施することが困難であり、これによって生産、流通等の合理化に役立ち、需要者の利益を害さず、かつ、当該技術によ

らない製品に関する研究開発、生産、販売活動等の制限がない場合には、研究開発の共同化は認められる。

この場合においても、当該共同研究開発について、ある事業者が参加を制限され、成果に関するアクセス（合理的な条件による成果の利用、成果に関する情報の取得等をいう。以下同じ。）も制限され、かつ、他の手段を見いだすことができないため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、独占禁止法上問題となる。

しかしながら、参加を制限された事業者に当該共同研究開発の成果に関するアクセスが保証され、その事業活動が困難となるおそれがないければ、独占禁止法上問題とはならない。

（６）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方

第２ 標準化活動

２ 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動は、製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが、一方で、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図れるとともに、消費者の利便性の向上に資する面もあり、活動自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではない。

しかしながら、例えば、標準化活動に当たって以下のような制限が課されることにより、市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には独占禁止法上問題となる。

第３ 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討

１ 基本的な考え方

標準化活動を通じて規格が策定された後に、当該活動に参加した事業者が中心となって規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用する行為については、パテントプールを形成する主体は標準化活動の参加者とは異なる場合があり、競争に及ぼす影響も規格の策定とは異なるものである。したがって、標準化活動自体が独占禁止法上問題ない場合であっても、その後にパテントプールが形成・運用される場合には、別途、独占禁止法上の問題が検討される。

(1) （略）

(2) 規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することの独占禁止法上の問題の有無については、個別の事案ごとに、(1)規格がどの程度普及しているか、(2)規格が広く普及している場合には当該プールが規格に関連する市場でどのような地位を占めるかなど、関連する市場の状況を踏まえ、競争促進的な効果及び競争制限的な効果を含め、競争に及ぼす影響について総合的に検討した上で判断する必要がある。

一般に、多数の競争事業者が共同で規格を策定し、規格に係る特許についてパテントプールを形成する場合であっても、当該規格が広く普及しているとは認められず、他に類似の機能・効用を持つ規格が複数存在している場合や、広く普及している場合でも、当該プールからライセンスを受けなくても必要な特許が利用できる場合であれば、当該プールが競争に及ぼす影響（注 8）は小さくなる。

特に、複数の競争事業者が、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーの事業活動に対して一定の制限を課しても、規格を採用した製品の販売価格や販売数量を制限するなど明らかに競争を制限すると認められる場合などを除き、(1) 当該プールの規格に関連する市場に占めるシェアが 20%（注 9）以下の場合、(2) シェアでは競争に及ぼす影響を適切に判断できない場合は、競争関係にあると認められる規格が他に 4 以上存在する場合には、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない（注 10）。

- (3) また、これらの条件が満たされない場合でも、パテントプールを通じた制限が直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無など市場の状況を踏まえた上で、個別事案ごとに競争に与える影響を検討した上で判断されるものである。後記 2 以下で示されている個別の制限等の検討についても、特段記述がない限り同様である。

（7）スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針

第 3 スタートアップへの出資に関する指針

2 出資契約に係る問題について

（7）研究開発活動の制限

① 独占禁止法上の考え方

出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、自ら又は他の出資先が有する技術の競争技術に関し、スタートアップが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、スタートアップの自由な研究開発活動を制限する行為は、一般に研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は商品等市場における競争を減殺するおそれがある。

したがって、このような行為は、拘束条件付取引（一般指定第 12 項）として問題となるおそれが強い。

（8）グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方

はじめに

2 基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果⁴を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすこと

が期待されるものでもある。そのため、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い¹⁴。

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、顧客・販路、技術・設備等を制限することなどにより、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果¹⁵（以下「競争制限効果」という。）のみを持つ場合、新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることになり、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる¹⁶。

そして、ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組が独占禁止法上問題となるか否か判断されることとなる¹⁷。

⁴ 「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。

第1 共同の取組

なお、後記1から3までで説明する判断枠組み等をまとめて図示すると以下のとおりである。前述のとおり、事業者等による多くの共同の取組については、そもそも競争制限効果¹⁵が見込まれず、独占禁止法上問題とならないと判断することができる。一方で、事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合、当該取組は原則として独占禁止法上問題となる。また、事業者等の共同の取組に競争促進効果と競争制限効果が見込まれる場合、後記3のとおりこれらの効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題となるか否かを検討することとなるが、競争制限効果の程度によっては、慎重な検討が必要とされる。（以下略）

2 独占禁止法上問題となる行為

事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合、当該取組は原則として独占禁止法上問題となる。具体的には、次のいずれかの行為に該当する場合、それがグリーン社会の実現を目的とするものであったとしても、その目的のみにより正当化されることはなく¹⁸、原則として独占禁止法上問題となる。

- ① 価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為
- ② 新たな事業者の参入を制限する行為
- ③ 既存の事業者を排除する行為

これらの行為は市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものであり、前記①の行為については、入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル、技術制限カルテル等、ハードコア・カルテルと呼ばれるものが含まれる。これらの行為が行われた場合、本来、各事業者の自主的な判断に委ねられるべき価格や生産数量が決定されてしまう、あるいは、新規参入者や既存事業者を排除することにより競争単位の数が増減

してしまうなど、競争制限効果がもたらされる一方で、通常、競争促進効果がもたらされることはないため、行為の具体的な態様や手段・方法に関係なく、また、行為がどのような目的や理由のもとに行われたものであっても、そのことのみによって正当化されることはない。（以下略）

3 独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為

事業者等のグリーン社会の実現に向けた共同の取組には、商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主的な基準の設定や、他の事業者との関係を強化し共同で業務を遂行する業務提携が挙げられる。これらの取組は、多くの場合、競争を制限するものではなく、また、競争促進効果を有するため、独占禁止法上問題とならない。しかしながら、重要な競争手段である事項について制限する行為など、例外的に独占禁止法上問題となる場合がある。

したがって、このような競争促進効果を有する共同の取組については、基本的に、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題となるか否かを検討することとなる。この際、競争制限効果の程度によっては、慎重な検討が必要とされる。（以下略）

※ 以下、「自主基準の設定」、「業務提携」（共同研究開発、技術提携、標準化活動共同購入、共同物流、共同生産及びOEM、販売連携並びにデータ共有）という行為類型ごとに競争への影響評価の考え方が記載されているところ、これらは競争制限効果及び競争促進効果を総合的に考慮して判断するという共通の考え方となっていることから、例として、本件検討と関連の深い共同研究開発のみを記載する。

(2) 業務提携

ア 基本的な考え方

一方、これらの類型に当てはまらないものを含む業務提携一般について、独占禁止法上問題となるか否かを判断するに際しては、個別具体的な事案に即して、次のような検討が行われる。まず、競争制限効果の有無及び程度を確認する。競争制限効果がない場合は独占禁止法上問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、市場における競争を実質的に制限すると判断される場合、独占禁止法上問題となる。

業務提携一般における競争制限効果の検討に当たっては、業務提携が提携当事者間の競争に与える影響を確認する。提携当事者間の競争に与える影響が小さい場合は、市場における競争に与える影響も小さく、当該業務提携は独占禁止法上の問題なく実施することができる。他方、提携当事者間の競争が制限される場合には、市場全体に与える影響を検討し、独占禁止法上問題となるか否かを判断する。

(7) 提携当事者の競争に与える影響の検討

具体的には、提携当事者間における事業活動の一体化の程度に着目し、業務提携によって提携当事者間の競争がどの程度制限されるか検討する³²⁾。この検討に当たっては、主に以下の判断要素を総合的に勘案する。

① 重要な競争手段（価格等）に係る意思決定の一体化の程度

生産・販売等の多段階での包括的提携や、各提携当事者のコスト構造の共通化割合が高い場合には、価格や生産数量といった重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られる可能性があり、留意を要する。

② 協調的な行動を助長する可能性

競争者の行動を予測しやすい市場において、各提携当事者のコスト構造の共通化割合が高い場合には、協調的な行動が助長されやすくなる。

③ 実施期間など業務提携の広がり

一般的に、業務提携の広がりが大きい場合には、競争に与える影響が大きい。

(イ) 市場全体に与える影響の検討

前記（ア）の検討の結果、提携当事者間の競争が制限されることが確認された場合には、当該業務提携が市場全体に与える影響について検討する。この検討に当たっては、主に以下の判断要素³⁴⁾を総合的に勘案する³⁵⁾。

・ 提携当事者が一体化して行動することによる影響

一般的に、①市場シェア及び順位、②提携当事者間の従来の競争の状況、③競争者の市場シェアとの格差（有力な競争者の存在）、④競争者の供給余力及び商品の差別化の程度、⑤輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、⑥需要者からの競争圧力、⑦総合的な事業能力、並びに⑧効率性が、総合的に勘案される。

・ 提携当事者が競争者と協調的な行動を採る可能性

一般的に、①競争者の数等、②提携当事者間の従来の競争の状況、③提携当事者や競争者の供給余力、④取引条件等の情報の入手の容易性、⑤過去の競争の状況、⑥輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、及び⑦効率性が、総合的に勘案される。

イ 業務提携の類型別の主な考慮要素等

業務提携の各類型に関しては、アで示した業務提携一般の考慮要素に加え、以下に記載の類型ごとの要素も考慮した上で、独占禁止法上問題となるか否かについて判断される³⁶⁾。

(ア) 共同研究開発

事業者が、グリーン社会の実現に向けた技術を生み出すため、競争関係にある事業者と共同で基礎研究、応用研究又は開発研究を行い、その技術を用いて新たな製品を開発することが考えられる。このような共同研究開発は、多くの場合、市場における競争に影響を与えないような少数の事業者間で行われており、独占禁止法上問題なく実施できるものが多い。また、温室効果ガスの削減といういわ

ゆる外部性³⁸⁾への対応を目的とする場合には、研究に係るリスク、コスト等に鑑みて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、共同化は研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、競争促進効果を有する場合も多く、そうした場合について独占禁止法上問題となる可能性は低い³⁹⁾。

一方、例えば、研究開発の対象となる技術を利用した製品の市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加者が単独でも行い得るにもかかわらず共同研究を実施し、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合等には独占禁止法上問題となる。

このため、共同研究開発に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、まず、競争制限効果の有無及び程度について、以下の点を考慮して検討が行われる。

① 共同研究開発の参加者の数、市場シェア（製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が 20%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない⁴⁰⁾。）等

② 共同研究開発の性格（基礎研究、応用研究、開発研究の別等）

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができ、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。一方、開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるため、独占禁止法上問題となる可能性が高くなる⁴¹⁾。

③ 共同研究開発の必要性（コストの分担等）

④ 共同研究開発の対象範囲、期間等（対象範囲や期間が必要以上に広汎に定められていないか等）

競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる。

2 事例

イノベーション（研究開発インセンティブ）に関連する主な事例を対象とした。

（１）ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合（「平成２８年度における主要な企業結合事例」事例８）

【事案概要】

半導体製造装置のうち製造工程を実行する装置の製造販売業を営むラム・リサーチ・コーポレーションの子会社と、同じく半導体製造装置のうち製造工程が実行された結果を検査する装置の製造販売業を営むケーエルエー・テンコール・コーポレーションが、後者を存続会社として合併した後、前者が後者の発行済み株式の全部を取得することを計画したもの。

【抜粋】

第３ 本件行為が競争に与える影響

３ 小括

前記１及び２から、当事会社による投入物閉鎖が行われる懸念があると認められ、また、本件では、投入物閉鎖のほか次の（１）及び（２）のような影響が生じる懸念もあることから、製造装置の取引分野において競争が実質的に制限される懸念がある。

（１）ＩＣ製造業者及び製造装置製造販売業者の機密情報の流用

ＫＴグループが有するＩＣ製造業者のＩＣの製造に関する機密情報及び製造装置製造販売業者の製造装置の研究開発に関する機密情報が、Ｌａｍグループの製造装置の開発に用いられることにより、当事会社が製造装置の製造販売市場において不当に有利になること。

（２）共同研究開発の阻害

前記（１）のような行為が行われる懸念をＩＣ製造業者及びＬａｍグループ以外の製造装置製造販売業者が抱くことにより、従来行われてきたＫＴグループとＩＣ製造業者又は製造装置製造販売業者が共同して行う研究開発の意欲が減殺されること。

（２）マイクロソフトコーポレーションに対する件（平成１６年（判）第１３号）〈審判審決〉

【事案概要】

パソコンメーカーにWindowsOSのライセンスをするに当たり、WindowsOSのライセンシーが、マイクロソフト社、他ライセンシー等に対して、WindowsOSによる特許権侵害を理由に訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約書を締結し、パソコンメーカーの事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引していた。

【抜粋】

第4 審判官の判断

1 公正競争阻害性の判断基準

(3) 結論

以上より、本件非係争条項により、公正な競争を阻害するおそれが生じたか否かを判断するに当たっては、特許・ノウハウガイドラインの記述を尊重しつつ、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、被審人の行為の態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して、当該行為の競争に及ぼす量的又は質的な影響を個別に判断して公正な競争を阻害するおそれがあるか否かの観点から検討することとなる。ところ、本件において、被審人がパソコン用OS市場における有力な地位を有していることを利用して、OEM業者に対して、不合理な内容である本件非係争条項の付された直接契約の締結を余儀なくさせ、その結果、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる蓋然性が高く、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、被審人とOEM業者の間の本件非係争条項の付された直接契約の締結は、不当な拘束条件付取引に該当し、独占禁止法第19条に違反することとなる。

なお、被審人は、公正競争阻害性を判断する前提として、まず、検討対象市場を画定すべきである旨主張する。しかしながら、本件においては、本件非係争条項により、技術の研究開発意欲が損なわれ、公正な競争秩序への悪影響が及ぶおそれがあることが問題とされているのであるから、まず、どのような技術に係るOEM業者の研究開発意欲が損なわれる蓋然性があるか否かについて検討し、当該研究開発意欲が損なわれることにより影響を受ける取引市場を本件における検討対象市場として、その市場における公正な競争秩序への悪影響の有無を判断すべきである。

5 平成16年7月31日以前において、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性について

(2) 研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性

ア 【前略】本件非係争条項は、その将来的効力により、本件非係争条項の対象となる製品がライセンス対象製品のみならず将来製品にも及び、かつ、極めて長期間にわたり、さらに、ウィンドウズシリーズの機能の拡張に伴い、広範な特許権が将来的に無償ライセンスの対象となっていく可能性があるところ、①ウィンドウズシリーズは（略）高い市場占有率を有していることから、いったんOEM業者の特許権に係る技術がウィンドウズシリーズに取り入れられてしまった場合には、パソコンを利用するほとんどすべての者が当該OEM業者の特許権を利用することができることになり、OEM業者は自社のパソコンAV技術を第三者に許諾するという方法で技術開発の対価を回収することが困難となること、②これらの特許権を利用できる者の中には、当該特許権を開発したOEM業者の同業者である他のOEM業者も含まれているため、OEM業者は自ら開発したパソコンAV技術を第三者に許諾せず自社製品のみを利用して自社製品を差別化するという方法を選択することも困難となること、③（略）ウィンドウズシリーズの技術情

報の開示が不十分であって、OEM業者にとって、自社の特許権がウィンドウズシリーズにおいて利用されているかが不明であり、契約締結時の交渉において特許権侵害の主張を被審人に対して行うことができないこと、そして④被審人は前記第1の2(4)のとおりウィンドウズシリーズのAV機能の拡張・強化を行っており、本件非係争条項については、複数のOEM業者が、本件非係争条項が自社のパソコンAV技術に係る特許権に影響を与える旨の懸念(略)を表明して、被審人に対してその削除を要求していたことから、OEM業者は、現実にも、パソコンAV技術についてウィンドウズシリーズに取り込まれる可能性を認識しつつ、パソコンAV技術を開発しなければならない状況にあったと認められる。

これらにかんがみると、本件非係争条項の付された直接契約の締結を余儀なくされることは、OEM業者によるパソコンAV技術の研究開発の意欲を妨げることになるものと推認することができるというべきである。このことについては、中山教授がその意見書(査第121号証)において、「特許制度とは、良い発明をなした者に対して、特許権という独占的利用権を与えることにより、新たな発明へのインセンティブを図ることを目的としている。」「優れた発明をした者には何らかの利得を与え、それを開発へのインセンティブとする、というのが特許法の趣旨である。」「MSの対象商品の場合には、MS一社が頂点にあり、当初から特許権や著作権による囲い込みを前提にビジネスが行われている。このような状況の下においては、OEM業者としては自己が有する特許権を最大限に活用できるという保証がないと、特許法の機能は喪失し、OEM業者自身による技術開発への投資インセンティブが減殺されてしまうこととなる。」と述べるところが妥当するものというべきである。

イ 一般的に、事業者が技術の研究開発の意欲を損なうとは、当該技術についての資本の投下を減縮することを意味するものであり、これにより、当該技術分野における研究開発が不活発となり、新規技術や改良技術の開発の停滞をもたらすおそれが生じる。特に、前記第1の5(1)において認定したとおり、我が国における15社のOEM業者の中には、有力なAV技術を保有するOEM業者が数多く存在することにかんがみると、このような有力なAV技術を保有するOEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲が損なわれ、当該技術に対する資本の投下が減縮されると、パソコンAV技術に係る新規製品、新技術及び改良技術等の出現が妨げられるおそれは容易に推認されるところであ(略)(る)。

(略)ところで、審査官は、本件非係争条項により、本来得られるはずのライセンス収入を得ることができず、これを将来の技術開発投資に配分できず、技術開発の循環システムに支障を生じさせることも技術研究開発意欲が損なわれることに当たると主張する。

証拠(査第120号証、加藤恒参考人、稲深思参考人、實方秀樹参考人)によれば、三菱電機、ソニー及び松下電器産業においては、ライセンス収入の一定割合が技術開発の投資に充てられるシステムを採っていたことが認められ、このよ

うなシステムが各OEM業者に一般的に採用されていたかどうかは明らかではないものの、少なくとも、ライセンス収入の多寡が当該技術部門に係る技術開発の資金の多寡に影響を及ぼすであろうことは容易に推測できるところであるから、審査官の上記主張は、その限度において妥当するものというべきである。

(3) AV技術としての利用について

ウ 【前略】本件において研究開発意欲が損なわれることが問題とされるパソコンAV技術に係るパソコン市場の市場規模は、約1.6兆円であり、AV家電機器市場の市場規模である約2.3兆円に比べても相当程度の大きな市場規模を有するものであること（審第162号証の4）並びに加藤恒参考人、稲深思参考人及び實方秀樹参考人が、パソコン市場において各社が保有するパソコンAV技術に係る特許権の使用を許諾するとしたらそのロイヤリティとしても、年間数十億円以上の収入を見込めたであろうと供述していること、ソニーの稲が、平成14年に本件非係争条項によりソニーの損害として平成14年にウィンドウズシリーズがインストールされたパソコンに使われた特許権のロイヤリティを算定すると13億米ドルが損害となる旨供述していること（査第66号証）に照らすと、パソコンAV技術に対する企業の資本の投下金額も本件非係争条項が存在するか否かによって影響されることが推認され、パソコンAV技術に係る研究開発意欲が損なわれる蓋然性があるものと認められる。

10 結論

前記2ないし5において認定したとおり、被審人は、遅くとも平成13年1月1日以降平成16年7月31日まで、パソコン用OS市場における有力な地位を利用して、パソコンAV技術取引市場における有力な競争者であるOEM業者に対して、極めて不合理な内容である本件非係争条項の受入れを余儀なくさせたものであり、当該行為は、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲を損なわせる高い蓋然性を有するものである。また、前記6において認定したとおり、直接契約から本件非係争条項が削除された平成16年8月1日以降においても、本件非係争条項の将来的効力により、OEM業者のパソコンAV技術に対する研究開発意欲が現在に至るまでなおも損なわれている高い蓋然性を有するものであり、これらにより、前記7で認定したとおり、本件非係争条項は、パソコンAV技術取引市場におけるOEM業者の地位を低下させ、当該市場における被審人の地位を強化して、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものである。

そして、前記9のとおり、本件非係争条項には、パソコンAV技術取引市場における公正な競争秩序への悪影響を覆すに足る特段の事情も認められないことから、平成13年1月1日以降における被審人及びOEM業者の間の本件非係争条項の付された直接契約の締結並びに本件非係争条項によるOEM業者の事業活動の拘束行為は、公正競争阻害性を有し、一般指定告示第13項の不当な拘束条件付取引に該当すると認められる。

(3) アマゾンジャパン合同会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について（平成29年6月1日公表）

【事案概要】

アマゾンジャパン合同会社が、Amazon マーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあったが、アマゾンジャパン合同会社から、自発的な措置を速やかに講じるとの申出がなされ、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められた。

【抜粋】

第1 事件処理について

5 価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件の競争への影響に係る懸念

電子商店街の運営事業者が出品者に価格等の同等性条件及び品揃えの同等性条件（別紙参照）を課す場合には、例えば次のような効果が生じることにより、競争に影響を与えることが懸念される。

- ① 出品者による他の販売経路における商品の価格の引下げや品揃えの拡大を制限するなど、出品者の事業活動を制限する効果
- ② 当該電子商店街による競争上の努力を要することなく、当該電子商店街に出品される商品の価格を最も安くし、品揃えを最も豊富にするなど、電子商店街の運営事業者間の競争を歪める効果
- ③ 電子商店街の運営事業者による出品者向け手数料の引下げが、出品者による商品の価格の引下げや品揃えの拡大につながらなくなるなど、電子商店街の運営事業者のイノベーション意欲や新規参入を阻害する効果

(4) アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について（令和3年9月2日公表）

【事案概要】

アップル・インクが、iPhone 向けのアプリケーションを掲載する App Store の運営に当たり、App Store Review ガイドラインに基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーションを提供する事業者の事業活動を制限している疑い等があったが、アップルから関連するガイドラインの規定を改訂する等の改善措置の申出がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められた。

【抜粋】

第1 本件の概要

3 App Store の概要

(2) アップルは、ガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（以下「IAP」という。）の使用を義務付け、IAPを使用した売上げの15又は30パーセント（注4）を手数料として徴収している。

（注4） 1年を超えるサブスクリプションやIAPを使用した年間売上げ（手数料等控除後）が100万ドル未満のデベロッパーについては15パーセント。

5 審査事実

(1) IAPの使用等について（略）

(2) その他の行為について

ア 事実

多数のデベロッパーから、ガイドラインの記載やリジェクトの理由が不明確であるとの指摘がある。

イ 独占禁止法上の考え方

アップルが、特定のデベロッパーを排除するなど独占禁止法上不当な目的を達成するために、App Storeの運営事業者として、不透明な審査基準を用いるなどして当該デベロッパーのアプリをリジェクトする場合、独占禁止法上問題となり得る。

また、不当な目的でなくともアプリがリジェクトされることやApp Storeから削除されることは、デベロッパーの事業活動に大きな影響を与えるものであり、ガイドラインの記述や、リジェクトの理由が不明確であることは、デベロッパーの事業活動上の予見可能性を損ない、新規参入や投資を制限する効果を与えるものであり、競争に悪影響を与える可能性がある。

以上